

ご存知ですか？

成年後見制度

成年後見制度とは 認知症・知的障害・精神障害等のために、自分で金銭等を管理したり、医療や介護等のための契約を結ぶことが困難な方を支援するための制度です。
成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度

判断能力が不十分な人に代わって契約などをしたり、被害にあった契約を取り消したりすることができます。「補助」「保佐」「後見」の3つの類型があり、判断能力の程度など本人の状況に応じて、制度を利用できるようになっています。



判断能力が
不十分な方

補助



判断能力が著しく
不十分な方

保佐



常に判断能力を
欠いている方

後見

家庭裁判所によって成年後見人等が選任されます。

任意後見制度

判断能力のある人が、将来判断能力が不十分になった時に備えておくための制度です。

法定後見制度と異なり、本人が自分で任意後見人を選ぶことができるなど、本人の希望に沿って制度を設計しやすいというメリットがあります。

利用方法

本人や配偶者、親族等が家庭裁判所に制度利用の申立てを行うことで手続きが開始されます。

申立ての前に、予めお近くの相談窓口(裏面)に相談しましょう。

成年後見人等の選任

家庭裁判所が、本人の状況に応じた適切な人(親族や弁護士等の専門職など)を成年後見人等として選任します。

費用等

申立費用として印紙など(1万円弱)の他、医師の診断書等に費用がかかります(申立書等の作成を専門職に依頼する場合、別途費用がかかります。)

また、成年後見人等への報酬が必要です。報酬の有無や額は家庭裁判所が決めます。

このような時にご相談ください

知的障害のある息子のことが心配。
私に万一のことがあったら
どうしたらいいでしょうか。

成年後見制度を
利用したいので
内容を詳しく知りたい。

認知症のおばが、不必要で
高額な品物を訪問販売で
購入してしまったのですが…。



ひとり暮らしなので、
将来的に施設入所の手続きを
お願いしたいのだけれど…。

ひとり暮らしの母親に
もの忘れがあり
お金の管理がうまくできず
困っている。

成年後見制度を始め、ご本人の状況に応じた適切な支援を
一緒に考えさせていただく相談窓口がございます。

詳細は裏面をご覧ください。

窓 口	①電話②受付時間	ホームページ	窓 口	①電話②受付時間	ホームページ
名古屋市 名古屋市成年後見 あんしんセンター	①052-856-3939 ②9:00~17:00 (土・日・祝日・年末 年始を除く)		小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町 尾張北部権利擁護支援 センター	①0568-74-5888 ②9:00~17:00 (土・日・祝日・年末 年始を除く)	
豊橋市 豊橋市成年後見支援 センター	①0532-57-6800 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)		稲沢市 稲沢市成年後見センター	①0587-22-5565 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)	
岡崎市 岡崎市成年後見支援 センター	①0564-47-8760 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)		新城市 新城市成年後見支援 センター	①0536-24-9811 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)	
瀬戸市・尾張旭市・豊明市 日進市・長久手市・東郷町 尾張東部権利擁護支援センター	①0561-75-5008 ②9:00~17:00 (土・日・祝日・年末 年始を除く)		大府市 大府市成年後見センター	①0562-38-5338 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)	-
半田市・常滑市・東海市・知多市・阿久比町 東浦町・南知多町・美浜町・武豊町 知多地域権利擁護支援センター	①0562-39-3770 ②9:00~17:00 (土・日・祝日・年末 年始を除く)		知立市 成年後見支援センター	①0566-45-7325 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)	
春日井市 高齢者・障がい者権利 擁護センター	①0568-82-9232 ②8:30~17:00 (土・日・祝日・年末 年始を除く)		高浜市 高浜市権利擁護支援 センター	①0566-52-2002 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)	
豊川市 豊川市成年後見支援 センター	①0533-83-6377 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)		田原市 田原市成年後見センター	①0531-23-0610 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)	
碧南市 碧南市成年後見支援 センター	①0566-46-3701 ②9:00~17:00 (土・日・祝日・年末 年始を除く)		北名古屋 北名古屋市権利擁護 センター	①0568-22-1111 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)	-
刈谷市 刈谷市成年後見支援 センター	①0566-23-6954 ②9:00~17:00 (土・日・祝日・年末 年始を除く)		弥富市・蟹江町・飛島村 海部南部権利擁護 センター	①0567-69-8181 ②9:00~17:00 (土・日・祝日・年末 年始を除く)	
豊田市 豊田市成年後見支援 センター	①0565-63-5566 ②8:30~17:15 (月・日・祝日・年末 年始を除く)		みよし市 みよし市成年後見支援 センター	①0561-33-5020 ②9:00~17:00 (土・日・祝日・年末 年始を除く)	
安城市 安城市後見支援センター	①0566-77-0284 ②8:30~17:15 (月・日・祝日・年末 年始を除く)		あま市 あま市権利擁護センター	①052-444-3135 ②9:00~17:00 (土・日・祝日・年末 年始を除く)	
西尾市 成年後見センター	①0563-56-5900 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)		豊山町 豊山町成年後見センター	①0568-29-0002 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)	
蒲郡市 蒲郡市成年後見センター	①0533-69-3911 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)		大治町 おおはる成年後見支援 センター	①052-442-0990 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)	
犬山市 犬山市成年後見センター	①0568-44-0325 0568-44-0321 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)		幸田町 幸田町成年後見支援 センター	①0564-62-7171 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)	
江南市 江南市成年後見センター	①0587-81-8577 ②8:30~17:15 (土・日・祝日・年末 年始を除く)				

お近くに相談窓口が見当たらない時には、お住いの市町村(代表窓口)に、「権利擁護に関する相談」とお問合せください。

お問合せ



愛知県福祉局高齢福祉課 地域包括ケア・認知症施策推進室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6228 メール chiikihoukatu@pref.aichi.lg.jp